

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の支給に関する業務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山鹿市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の支給に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山鹿市長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の支給に関する事務
②事務の概要	山鹿市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要綱等に基づき、住民税非課税世帯等に対する次に掲げる臨時特別給付金等を支給するもの ・令和3年度臨時特別給付金（住民税非課税世帯等）令和4年11月終了 ・令和4年度価格高騰緊急支援給付金（住民税非課税世帯等）令和5年2月終了 ・令和5年度価格高騰重点支援給付金（住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯）令和6年2月終了 ・令和5年度物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税世帯）令和6年6月終了 ・令和5年度物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税・こども加算）令和6年9月終了 ・令和6年度物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度に新たに住民税非課税又は均等割のみの課税となる世帯・こども加算）令和6年11月終了 ・令和6年度定額減税調整給付金 令和6年11月終了 ・令和6年度物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯・こども加算）
③システムの名称	臨時給付金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
支給対象世帯情報ファイル、申請者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号）第9条第1項及び別表第135の項 3 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 2 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） 3 番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表第160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山鹿市役所 総務部 総務課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山鹿市役所 総務部 情報政策課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	[1,000人以上1万人未満]	
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満	
	[500人未満]	
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし	
	[発生なし]	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本人確認書類との照合を徹底するとともに、複数人での確認体制をとっている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセスが可能な職員は、業務に照らしてあらかじめシステム管理者により特定され、権限のない職員のアクセスができない。また、アクセスログは記録され、不正アクセスへの適切な管理がなされている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月30日	I-1-① 事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の支給に関する事務	事後	
令和4年11月30日	I-② 事務の概要	山鹿市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要綱に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給するもの	山鹿市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要綱等に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等を支給するもの	事後	
令和4年11月30日	I-3 法令上の根拠	1 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項、別表第一 第100の項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第73条	1 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 第9条第1項、別表第一 第101の項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第74条	事後	
令和4年11月30日	II-1 対象人数	令和4年1月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和4年11月30日	II-2 取扱者数	令和4年1月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和5年11月30日	I-5-① 部署	福祉部 福祉支援課	福祉部 福祉課	事後	
令和5年11月30日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	山鹿市役所 総務部 総務課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117	山鹿市役所 総務部 情報政策課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118	事後	
令和5年11月30日	II-1 対象人数	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年11月30日	II-2 取扱者数	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年12月5日	I-3 法令上の根拠	1 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 第9条第1項、別表第一 第101の項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第74条	1 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 第9条第1項及び別表第135の項 3 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第74条	事後	法改正に伴う修正
令和6年12月5日	I-4-② 法令上の根拠	1 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 2 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第121の項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の4	1 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 2 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 3 番号法第19条第8号にに基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条の表第160の項及び第162条	事後	法改正に伴う修正
令和6年12月5日	II-1 対象人数	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月5日	II-2 取扱者数	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月5日	IV-8 人手を介在させる作業	-	2) 十分である 本人確認書類との照合を徹底するとともに、複数人での確認体制をとっている。	事前	様式の改正に伴うもの
令和6年12月5日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 2) 十分である アクセスが可能な職員は、業務に照らしてあらかじめシステム管理者により特定され、権限のない職員のアクセスができない。また、アクセスログは記録され、不正アクセスへの適切な管理がなされている。	事前	様式の改正に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	I-1-②事務の概要	山鹿市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要綱等に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等を支給するもの	山鹿市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要綱等に基づき、住民税非課税世帯等に対する次に掲げる臨時特別給付金等を支給するもの ・令和3年度臨時特別給付金（住民税非課税世帯等）令和4年11月終了 ・令和4年度価格高騰緊急支援給付金（住民税非課税世帯等）令和5年2月終了 ・令和5年度価格高騰重点支援給付金（住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯）令和6年2月終了 ・令和5年度物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税世帯）令和6年6月終了 ・令和5年度物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税・こども加算）令和6年9月終了 ・令和6年度物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度に新たに住民税非課税又は均等割のみの課税となる世帯・こども加算）令和6年11月終了 ・令和6年度定額減税調整給付金 令和6年11月終了 ・令和6年度物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯・こども加算）		